

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年1月26日、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年2月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月26日から同年6月1日まで
② 昭和44年2月21日から同年3月14日まで

私は、昭和34年2月27日から62年10月21日まで、継続してA社の関連会社に勤務したが、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書から、申立人は、A社の関連会社に継続して勤務し（昭和39年1月26日にA社B事業所からA社C事業所、44年2月21日にA社B事業所からA社D事業所へ異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、申立期間①は2万2,000円、申立期間②は5万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、申立期間①において申立人が異動したとするA社C事業所は、申立期間当時、厚生年金保険適用事業所でなかったことが確認できるところ、後年、各事業所を総括したA社E事業所の経理課長に就いた同僚は、「申立期間①以前から関連会社を新設する場合は、A社が

100%出資し、適用事業所となるまではA社が厚生年金保険の資格取得を行い、保険料もA社が控除していた。」と供述していることから、当該期間については、A社が申立人に係る厚生年金保険の資格取得をすべきであったと考えるのが妥当である。

なお、申立期間①の事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の取得及び喪失に係る届出が行われておらず、その結果、申立人に係る昭和39年1月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②の事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、オンライン記録上の後継会社であるAF社は、A社とは別会社であり不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から48年3月まで

私は、20歳到達後、具体的な時期は覚えていないものの、国民年金の加入手続を行うとともに、毎月、集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録における、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者資格取得日及び国民年金受付処理簿から判断すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年4月から同年9月までの間に夫婦連番で払い出されたものと推認され、推認される最も早い払出時点（昭和48年4月）においても、申立期間のうち、42年12月から45年12月までの期間は時効により納付できない期間であり、46年1月から47年3月までの期間は過年度納付により、同年4月から48年3月までの期間は現年度納付により、いずれも遡って納付することとなるところ、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付したことはないと述べている上、制度上、集金人は過年度保険料を収納できないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、前述のとおり国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されたものと推認される申立人の妻は、申立人と同様、国民年金加入期間のうち、昭和48年3月までは未納とされている上、申立人は、国民年金の加入手続時期及び申立期間に係る国民年金保険料の納付金額について記憶が明確でなく、申立期間における国民年金保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間は64か月と比較的長期間に及んでいる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月から48年3月まで

私は、婚姻後すぐに、義母から勧められたことを契機に国民年金に加入するとともに、私の夫が市町村役場で、20歳到達時からの国民年金保険料をまとめて遡って納付し、その後は私の夫及び義母の家族3人分の国民年金保険料を集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後すぐに、申立人の夫が20歳到達時からの国民年金保険料をまとめて遡って納付してくれたと主張しているところ、オンライン記録における、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者資格取得日及び国民年金受付処理簿から判断すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年4月から同年9月までの間に夫婦連番で払い出されたものと推認され、推認される最も早い払出時点（昭和48年4月）においても、申立期間のうち、43年7月から45年12月までの期間は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の夫が一括して遡及納付した後は、家族3人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、前述の最も早い払出時点（昭和48年4月）では、昭和46年1月から47年3月までの期間は過年度納付により、同年4月から48年3月までの期間は現年度納付により、いずれも遡って納付することとなるものの、一緒に保険料を納付していたとされる申立人の夫は、当該期間の保険料を遡って納付したことはないと述べている上、制度上、集金人は過年度保険料を収納できない。

さらに、前述のとおり国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されたものと推認される申立人の夫は、申立人と同様、国民年金加入期間のうち、

昭和 48 年 3 月までは未納とされている上、申立人及びその夫は、申立期間に係る国民年金保険料の納付金額について記憶が明確でなく、申立期間における国民年金保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立期間は 57 か月と比較的長期間に及んでいる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和31年11月1日から32年4月1日まで
②昭和32年4月1日から42年1月1日まで

申立期間①及び②について、脱退手当金を受給したが、当時、事務担当者の詳しい説明も無いまま受給したものであるため、受給していないものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「事業所を退職する際、一時金を受給したが、脱退手当金の詳しい説明も無いまま受給したものであるため、受給していないものと認めてほしい。」旨を主張しているが、年金記録確認第三者委員会においては、年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が無いか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどの周辺事情を考慮して判断することとなる。

本事案では、申立期間②に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票の申立人の備考欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和42年7月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがわれない。

また、上記の厚生年金保険被保険者原票及び健康保険厚生年金被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後それぞれ10年間に資格を喪失している女性で、脱退手当金の受給資格がある5人（申立人を除く）のうち、4人について、いずれも資格喪失後7か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できる上、当該4人のうち連絡先が判明した2人については、「会社から簡単な説明を受け、会社が手続をしてくれた。」旨の供述があったことを踏まえると、当該事業所では脱退手当金の代理請求がなされていた

可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。